

**平成 26 年度新潟県計画に関する
事後評価〔医療分〕
(30 年度事業実施分)**

**令和 2 年 1 月
新潟県**

3. 事業の実施状況

事業の区分	3. 医療従事者等の確保・育成のための事業	
事業名	【NO. 6】 地域医療支援センター運営事業	【総事業費】 714,430 千円
事業の対象となる区域	全県	
事業の期間	平成 26 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	<ul style="list-style-type: none"> ・人口 10 万人当たり医師数 【現状：205.5 人（H28 年）→ 目標：222.0（R6 年）】 ・人口 10 万人当たり就業看護職員数（常勤換算） 【現状：1,128.1 人（H24 年）→ 目標：1,467.2 人（R6 年）】 	
事業の達成状況	<ul style="list-style-type: none"> ・人口 10 万人当たり医師数：H28 年：205.5 人 ・人口 10 万人当たり就業看護職員数（常勤換算）：H28 年 1,213.3 人 	
事業の有効性・効率性	<p>1 地域医療支援センター運営事業</p> <p>(1) 事業の有効性</p> <p>本県においても、今後、地域卒医学生の卒業が本格化してくるが、地域卒医学生等の卒業後の地域医療機関での勤務に向け、卒後配置等の制度運用を整理するとともに、平成 27 年度から、配置のための具体的な作業に取り組んでいる。また、毎年、地域卒医学生等を対象とした地域医療実習を実施し、県内各地の地域医療の現状などへの理解を深めることができたと考えている。</p> <p>(2) 事業の効率性</p> <p>地域医療支援センターを核とし、新潟大学等関係機関と連携体制を構築することにより、地域医療を担う志を持った医学生・医師に対するキャリア形成支援を効率的に実施することができた。</p> <p>2 医師・看護職員確保対策課職員給与費（一部）</p> <p>(1) 事業の有効性</p> <p>地域医療支援センターの運営にあたり、当課に専任医師 1 名、専従職員 2 名（正規 1、非常勤 1）を配置。地域医療支援センター運営事業及び関係事業の安定的かつ継続的な事業実施体制を整えた。</p> <p>(2) 事業の効率性</p> <p>地域医療介護総合確保基金事業への移行後も事業実施体制を縮小することなく、効率的な執行ができたと考える。</p> <p>3 医師養成修学資金貸与事業</p>	

(1) 事業の有効性

地域医療に従事する医師を養成するため、卒業後、新潟県内の医療機関に勤務しようとする県外医学生等 22 名に対し、修学資金を貸与した。

(2) 事業の効率性

本事業は、将来新潟県内で勤務する意思のある医学生に対して修学資金を貸与する事業であり、効果的・効率的に地域医療に従事する医師を養成することができるものとする。

4 臨床研修医奨学金貸与事業

(1) 事業の有効性

県外医学生のU・Iターン及び新潟大学医学部出身者の県内定着を図るため、県内で初期臨床研修を受ける研修医 9 名に奨学金を貸与した。

(2) 事業の効率性

本事業は、県内で初期臨床研修を受け、研修修了後引き続き県内で勤務する意思のある者に奨学金を貸与する事業であり、効果的・効率的に県内に定着する医師を確保することができるものとする。

5 県外医師誘致強化促進事業

(1) 事業の有効性

県外からの医師招へいに向け、民間医師紹介業者の活用や新たに雇用した県外医師の事務作業負担の軽減、研究活動の支援などに取り組む医療機関に対して補助した。(平成 26、29 及び 30 年度で累計 24 医療機関において、25 名の県外医師を採用)

(2) 事業の効率性

事業実施に際し、医療機関への制度周知や医療機関からの相談対応をきめ細かに行うことにより、効率的に成果をあげることができたものとする。

6 産科医等支援事業（産科医等確保支援）

(1) 事業の有効性

産科医等の処遇を改善し、その確保を図るため、分娩手当を支給する 34 分娩取扱機関に対して補助した。

(2) 事業の効率性

事業実施に際し、医療機関への制度周知や医療機関からの相談対応をきめ細かに行うことにより、効率的に成果をあげることができたものとする。

7 産科医等支援事業（産科医等育成支援）

(1) 事業の有効性

	<p>産科医療を担う医師の育成を図るため、産科医を目指す後期研修医手当を支給する病院に対して補助した。</p> <p>(2) 事業の効率性</p> <p>事業実施に際し、医療機関への制度周知や医療機関からの相談対応をきめ細かに行うことにより、効率的に成果をあげることができたと考える。</p> <p>8 医療勤務環境改善支援センター運営事業</p> <p>(1) 事業の有効性</p> <p>医師・看護師等の医療スタッフの離職防止や医療安全の確保等を図るため、県医師会に、医療機関の勤務環境改善計画の策定等への支援や診療報酬制度面、経営管理面、関連補助制度の活用等に関するアドバイザー派遣などの取組を行う総合的な相談支援体制を整えた。</p> <p>(2) 事業の効率性</p> <p>事業実施に際し、新潟労働局等の関係機関・団体と調整し、効率的に体制整備を進めることができたと考える。</p>
その他	

事業の区分	3. 医療従事者等の確保・育成のための事業	
事業名	【NO. 9】 新人看護職員研修事業費補助金	【総事業費】 116,714千円
事業の対象となる区域	全県	
事業の期間	平成26年4月1日～平成31年3月31日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	<ul style="list-style-type: none"> ・看護職員（新人職員）の離職率の減少 【現状：4.0%（H27年）→3.7%（H30年）】 ・人口10万人当たり就業看護職員数（常勤換算） 【現状：1,213.3人（H28年）→ 目標：1,360.2人（R2年）】 ・新人看護職員研修を実施する施設に対して補助【目標：63施設】 	
事業の達成状況	<ul style="list-style-type: none"> ・看護職員（新人職員）の離職率：5.0%（H29年） ・人口10万人当たり就業看護職員数（常勤換算）：1,213.3人（H28年） ・新人看護職員研修を実施する62施設に対して補助（H30年） 	
事業の有効性・効率性	<p>（1）事業の有効性</p> <p>本事業の実施により、病院等で新人看護職員に対する教育体制が構築され、新人看護職員が基本的な臨床実践能力を獲得することで、看護の質の向上が図られたものとする。</p> <p>（2）事業の効率性</p> <p>新人看護職員研修に対する財政的な支援を行うことで、病院等が研修を実施するための経費の負担を軽減することができ、看護の質の向上に、効率的に成果を上げることができたものとする。</p>	
その他		

事業の区分	3. 医療従事者等の確保・育成のための事業	
事業名	【NO.16】 看護師等養成所運営費補助金	【総事業費】 300,472 千円
事業の対象となる区域	全県	
事業の期間	平成26年4月1日～平成31年3月31日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	人口10万人当たり就業看護職員数（常勤換算） 【現状：1,128.1人（H24年）→ 目標：1,360.2人（R2年）】	
事業の達成状況	人口10万人当たり就業看護職員数（常勤換算）：1,213.3人（H28年）	
事業の有効性・効率性	<p>（1）事業の有効性 本事業の実施により、看護師養成所に運営費を補助することで、看護師等養成所の強化及び充実が図られ、看護師等の養成促進が図られたものとする。</p> <p>（2）事業の効率性 看護師等養成所の運営に必要な経費を補助することで看護師等の養成促進が図られ、効率的に看護師等の確保に寄与することができたものとする。</p>	
その他		

事業の区分	3. 医療従事者等の確保・育成のための事業	
事業名	【NO. 17】 看護学生修学資金貸付金（臨時貸与）	【総事業費】 168,450 千円
事業の対象となる区域	全県	
事業の期間	平成26年4月1日～平成31年3月31日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	人口10万人当たり就業看護職員数（常勤換算） 【現状：1,128.1人（H24年）→ 目標：1,360.2人（R2年）】	
事業の達成状況	・人口10万人当たり就業看護職員数（常勤換算）：H28年1,213.3人	
事業の有効性・効率性	<p>（1）事業の有効性 本事業の実施により、看護系学校又は養成所に在学する者（看護系大学の大学院修士課程で学ぶ看護職員含む。以下同。）で将来県内において看護職員の業務に従事しようとする者に修学資金を貸与したことで、県内における看護職員の確保が図られたと考える。</p> <p>（2）事業の効率性 将来新潟県内での就業意思のある、看護系学校又は養成所に在学する者に対して修学資金を貸与する事業であり、効率的に県内就業看護職員を養成できるものとする。</p>	
その他		

事業の区分	3. 医療従事者等の確保・育成のための事業	
事業名	【NO. 22】 院内保育事業補助金	【総事業費】 168,608 千円
事業の対象となる区域	全県	
事業の期間	平成26年4月1日～平成31年3月31日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	人口10万人当たり就業看護職員数（常勤換算） 【現状：1,128.1人（H24年）→ 目標：1,360.2人（R2年）】	
事業の達成状況	人口10万人当たり就業看護職員数（常勤換算）：H28年1,213.3人	
事業の有効性・効率性	<p>（1）事業の有効性 本事業の実施により、県内の病院内保育所の運営促進が図られ、看護職員等医療従事者の離職防止及び潜在看護職員の再就業促進が図られたと考える。</p> <p>（2）事業の効率性 院内保育所の運営に対する財政的な支援を行うことで、県内における病院内保育所の設置が促進され、効率的に子育て世代等医療従事者の離職防止や潜在看護職員等の再就業につなげることができるものとする。</p>	
その他		